

道路運送法第9条第4項及び  
同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

1. 協議が調っている路線又は営業区域
  - (1) 協議が調っている営業区域  
区域運行（区域デマンド運行）  
別紙1「区域運行を行う停留所配置図」のとおり
  - (2) 営業区域  
神奈川県藤沢市 亀井野、亀井野一丁目、亀井野二丁目、亀井野三丁目、  
亀井野四丁目、西俣野、今田
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間  
別紙1「区域運行を行う停留所配置図」のとおり
3. 運行系統毎の運行回数
  - ・午前8時45分～午後4時50分（1時間に1便）、8回
  - ・運行予約のあった便のみ運行する
4. 車両概要
  - ・乗車定員 5人
  - ・使用車両数 6両（運行事業者）  
一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用  
（別紙2 使用車両概要のとおり）
5. 運行の態様について  
道路運送法第21条による乗合運送許可（区域運行）
6. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 大人（中学生以上）       | : 300円          |
| 小人（未就学児除く中学生未満） | : 100円          |
| 幼児（未就学児）        | : 大人1人につき2名まで無料 |

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

- ・許可を受けた日から1年以内
- ・祝日、振替休日及び年末年始(12/29～1/3)を除く週3日(月・水・金)

(2) その他条件

- ・運行については株式会社湘南相中が行う。
- ・運行を行う交通事業者及び藤沢市は、地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。
- ・予約受付時間は利用する便の1時間前とする。
- ・定員を超える予約があった場合は増発便を運行し、対応する。

2016年(平成28年)8月3日

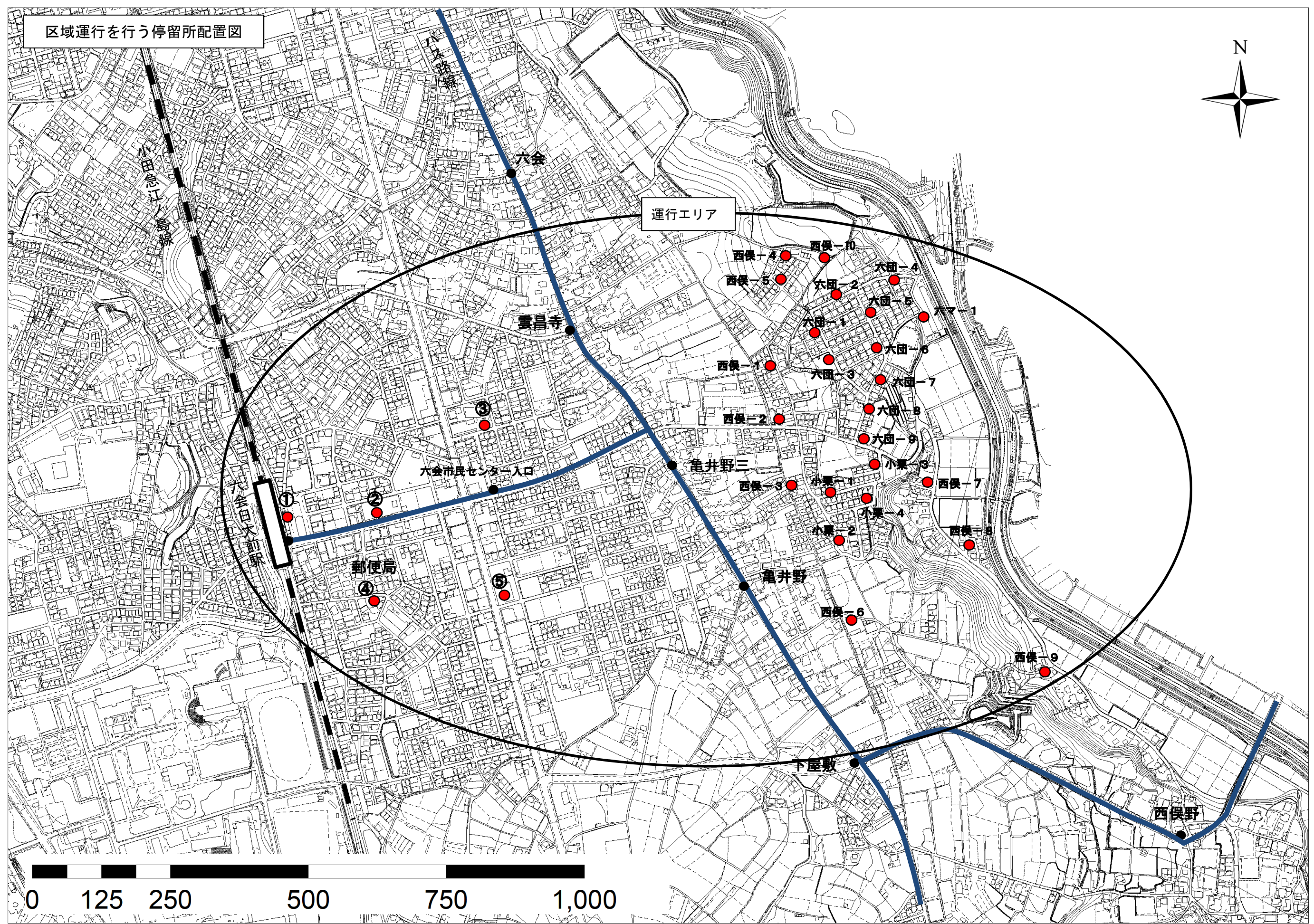
藤沢市地域公共交通会議

会長 岡村 敏之





区域運行を行う停留所配置図





## 使用車両概要

1 所有者：株式会社湘南相中

2 車両使用台数根拠

時間帯別の利用者数アンケート結果を踏まえ、時間帯別の利用意向人数から1便当たりの乗車定員を5人として必要車両台数を算出しております。

このうち利用者数が最大となる10時台に11人が予約をした場合、3両の車両が必要となります。

また、利用時間が不明である12人が10時台に予約をした場合、必要車両数はさらに3両必要となります。

従いまして、必要車両数を6両としています。

3 使用車両：乗車定員 5人×6両